第３節　一般更生債権の権利の変更及び弁済方法

１　確定更生債権

①　一般更生債権（下記②乃至⑤を除く。）

219件　117,134,980,892円及び額未定　別表９－１

②　保証債務履行請求権（下記③を除く。）

５件　3,250,044,821円及び額未定　別表９－２

③　保証債務履行請求権（京都駅南プロジェクト関連）

12件　20,400,000,000円　別表９－３

④　敷金返還請求権

31件　629,462,799円　別表９－４

⑤　売買契約の解除を条件として発生する損害賠償請求債権

39件　520,450,000円　別表９－５

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　一般更生債権（保証債務履行請求権、敷金返還請求権及び売買契約の解除を条件として発生する損害賠償請求債権を除く。）

①　別表９－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息・損害金については、更生計画認可決定時にその全額の免除を受ける。前記免除後の確定債権については、更生計画認可決定時にその50万円超の部分について92.87％の免除を受ける。

なお、当該債権者が、別表９－２「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」、別表９－３「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権・京都駅南プロジェクト関連）」、別表９－４「一般更生債権弁済計画表（敷金返還請求権）」、別表９－５「一般更生債権弁済計画表（売買契約の解除を条件として発生する損害賠償請求債権）」及び別表10－２「未確定更生債権一覧表」に記載されている債権者である場合には、前記の権利変更は、当該債権者について弁済の対象となる一般更生債権を合算した後の債権を基準に行われるものとし、同様に②以下の権利変更及び弁済方法においても合算後の債権を基準に行われるものとする（但し、未確定更生債権が確定した場合に、既に弁済期が経過した分割金の未払額が生ずるときは、その金額を、確定後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。）。

②　①による免除後の確定債権について、50万円以下の部分はその全額を平成22年12月末日限り弁済する。

③　①による免除後の確定債権について、50万円超の部分を以下のとおり合計５回に均等に分割して弁済する。但し、第５回目の弁済額は、④及び⑤の定めにより増減することがある。

第１回目　平成22年12月末日限り。
第２回目　平成23年12月末日限り。
第３回目　平成24年12月末日限り。
第４回目　平成25年12月末日限り。
第５回目　平成27年６月末日限り。

④　第５回目の弁済額の調整（後記⑶によるものを除く。）

ア　（個別債権者毎の確定債権額の変動）

平成27年３月末日時点における、以下の事情による確定債権額の増減を各債権者に通算する。

ａ　別表10－２「未確定更生債権一覧表」記載の未確定一般更生債権が、同表「更生債権として」「認める額」欄記載の金額と異なる額で確定した場合のその差額による増額。

ｂ　別表９－２「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」記載の確定債権が後記⑵②によって、別表９－２の「確定債権額」欄記載の金額と異なる額で確定した場合のその差額による減額。

ｃ　別表９－５「一般更生債権弁済計画表（売買契約の解除を条件として発生する損害賠償請求債権）」記載の確定債権が後記⑸②によって、別表９－５の「確定債権額」欄記載の金額と異なる額で確定した場合のその差額による減額。

ｄ　一般更生債権の全部もしくは一部につき債権放棄がなされた場合のその放棄による減額。

ｅ　本章第１節４又は５により、更生担保権者の実回収額と更生担保権額とに差が生じた場合の、確定更生担保権不足額の発生による増額、又は、変更更生債権の発生による減額。

イ　（全債権者に適用される弁済率の調整）

更生計画案提出時の一般更生債権の弁済率算定の基礎となった一般更生債権総額に代えて、アによる通算後の一般更生債権総額を用いて算定された弁済率を以て、最終的な一般更生債権弁済率とする。但し、弁済率を低下させることになる場合、管財人は裁判所の許可を得なければならない。

ウ　（調整の範囲）

前項による調整は、確定債権のうち50万円超の部分についてのみ行う。また、弁済率の下方修正は１ポイント以内とし（弁済率の下限値は6.13％になる。）、この弁済率の下方修正によって第５回目の弁済額が減額されて弁済を受けられないこととなった確定債権の部分については第５回目の弁済時に免除を受ける。弁済率の上昇による弁済額の増額の場合、①に定められた免除については、増額相当分についてその効力が遡って消滅する。

⑤　第５回目の弁済額の調整（後記⑶によるものに限る。）

平成27年３月末日に、別表９－３「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権・京都駅南プロジェクト関連）」記載の「確定債権額」について、後記⑶②によって免除を受けた場合、その免除がなければ弁済することとなっていた弁済金総額について、⑶以外の債権に関して④アによる増減後の額を基準に、④とは別に再配分することとし、平成27年６月末日限りに弁済する。

この場合、①に定められた免除の効力は、増額相当分についてその効力が遡って消滅する。

⑥　別表９－１「一般更生債権弁済計画表（一般債権）」記載の債権のうち、社債にかかる権利については、更生計画認可決定日に指名債権に権利変更する（なお、社債に付された新株予約権は、消滅している。）こととし、同表の債権者名欄記載の者（届出名義の変更があった場合は当該変更後の債権者）を権利者とし、前記①乃至⑤を適用する。

⑵　保証債務履行請求権（京都駅南プロジェクト関連を除く。）

別表９－２「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」記載の確定債権については、次のとおりとする。

①　主債務者による約定弁済がなされている間は弁済を行わないこととし、平成27年３月末日までに、主債務者が期限の利益を喪失しなかった場合には、確定債権の全額について同日に免除を受ける。

②　主債務者が期限の利益を喪失した場合は、別表９－２「一般更生債権弁済計画表（保証債務履行請求権）」の「確定債権額」欄記載の金額から、更生手続開始決定日以降に当該債権者が回収（主債務者からの弁済、当該債権者のために設定された担保権の実行による回収及び更生計画認可決定時点において主債務者に対して法的倒産手続が開始されている場合に当該倒産手続による弁済を受けること。）した金額（但し、主債務者が